

第三次熊本県環境基本指針

【平成23～32年度】

第四次熊本県環境基本計画

【平成23～27年度】

概要版



平成23年3月

熊本県



はじめに

私たちの郷土熊本は、豊富な地下水、雄大な阿蘇の草原、多様な生物が生息する天草や有明、八代の海など豊かな自然環境に恵まれています。これらは、「誰もが生まれて良かった、住んで良かった、ずっと住み続けたい」と思えるような熊本であるために大切なものであり、次世代に健全な形で引き継いでいかなければならないものです。

私たち熊本県民は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、生命の源である自然環境が破壊されると、その復元には多大な時間と労力を要することを教訓として学びました。

近年、温室効果ガス排出量の増加による「地球温暖化の危機」、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動による「資源浪費による危機」、開発や乱獲、外来種の侵入等による「生態系の危機」という地球的規模の3つの危機に直面しています。これらの課題を克服するため、温室効果ガス排出量の大幅削減による「低炭素社会」、3R（廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用）を通じた資源循環による「循環型社会」、生物多様性の保全及び恵みの持続可能な利用による「自然共生社会」の実現が求められています。

また、本県においては、地下水の湧出量の減少や硝酸性窒素による汚染、閉鎖性海域である有明海及び八代海の環境悪化、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの問題、更に、国境を越えた大気や海流が引き起こす酸性雨や光化学スモッグ、漂流・漂着ごみ等の環境問題が顕在化しています。

これらの問題を解決するためには、水俣病の教訓を踏まえ、県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、地球環境問題と身近な環境問題が密接不可分であることを十分理解し、環境に配慮した行動の実践に努めなければなりません。

県民、事業者及び行政が、連携し、県民総ぐるみによる取組を進めることにより、低炭素、循環及び共生を基調とした安全で快適な持続可能な社会「環境立県くまもと」の実現を図ってまいります。

この「第三次熊本県環境基本指針」及び「第四次熊本県環境基本計画」は、国内外の環境をめぐる動き等も踏まえ、本県の環境の各分野ごとに現状・課題を明らかにするとともに、本県が目指すべき姿とその実現に向けた取組の方向を示しています。

県としては、この基本指針・基本計画に沿って、関連施策の着実な推進に努めてまいります。

県民の皆様には、「環境立県くまもと」づくりへの御理解と積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成23年3月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫





第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画

概要版

【目 次】

■策定趣旨	1頁
■対象期間	1頁
■全体的な基本目標	1頁
■基本指針・基本計画（概要）	2頁
■基本指針	3頁
■基本計画	4頁
■主な数値目標	11頁
■計画の推進	13頁



熊本県環境基本指針・環境基本計画の策定趣旨

環境基本指針

熊本県環境基本条例に基づいて策定するもので、県の責務としている快適な環境の創造を図るため、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示しています。

環境基本計画

熊本県環境基本条例に基づいて策定するもので、環境基本指針が示す施策の方向に沿って、環境の各分野ごとに、現状、課題、施策及び目標を示しています。



熊本県環境基本指針・環境基本計画の対象期間

第三次熊本県環境基本指針

平成23年度～平成32年度（10年間）

第四次熊本県環境基本計画

平成23年度～平成27年度（5年間）

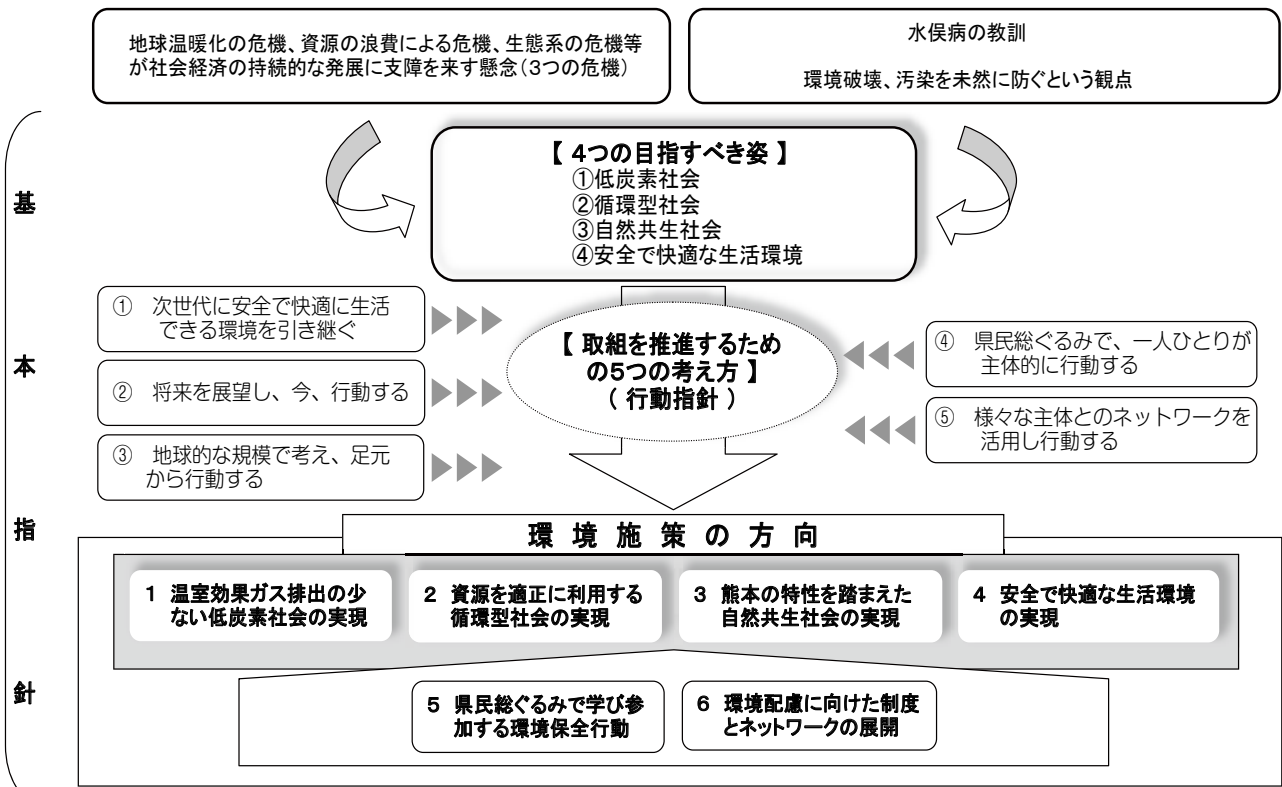


全体的な基本目標

「環境立県くまもと」の実現

県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会である「環境立県くまもと」を県民総ぐるみにより実現します。

第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の概要



基本指針が示す6つの環境施策の方向に沿って、基本計画に6つの柱(章)を立て具体的な環境施策を展開する。なお、重点的に取り組む必要がある課題を「特定課題」として、基本計画に位置づける。

具体的な施策内容					
1 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	2 資源を適正に利用する循環型社会の実現	3 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	4 安全で快適な生活環境の実現	5 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	6 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開
(1) 地球温暖化対策の推進 ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 ○県全体における温室効果ガス排出の削減 ○各部門における温室効果ガス排出の削減 ○部門横断的な取組の推進 ② 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 ③ 基盤的な施策の推進 ④ 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進 ⑤ 市町村における温室効果ガス排出削減の推進	(1) 物質循環の推進 ① 廃棄物の3Rの推進 ○循環型社会の形成に向けた基盤づくり ○3Rの推進 □一般廃棄物 □産業廃棄物 ② 廃棄物の適正処理の推進 □一般廃棄物 □産業廃棄物 ③ 安定的な廃棄物処理体制の構築 ④ バイオマスの利活用の推進	(1) 森林、水辺等の自然環境の保全 ① 保全のための総合的な対策の推進 ② 豊かな森林づくり ③ 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原などの)の保全・再生 ④ 野生鳥獣の保護・管理の推進 ⑤ 水辺環境の保全・再生 (2) 生物多様性の保全に係る対策の推進 ① 生物多様性の保全 ② 生物多様性の恵みの持続的な利用 ③ 生物多様性を支える基盤づくり	(1) オゾン層の保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の推進 (3) 大気質に係る対策の推進 (4) 水環境に係る対策の推進 (5) 新たな環境問題への対応 (6) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進 (7) 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進 (8) 緑と水のある生活空間の保全・創造 (9) 良好な景観の保全・創造 (10) 文化財の保存と活用の推進	(1) 環境情報の提供及び環境教育の推進 ① 環境意識の醸成と指導者の育成・活用 ② 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進 ③ 学校などにおける環境教育の推進 (2) 自主的な環境保全行動の推進 ○県民、団体の環境保全行動の促進 ○事業者の環境保全行動の促進 ○行政における率先的な環境保全行動の推進 ○協働による環境保全行動の推進	(1) 開発における環境配慮の推進 ○環境アセスメント制度の充実・強化 ○県・市町村の公共事業等における環境配慮の推進 ○民間の開発事業における環境配慮の取組の促進 (2) 環境情報・研究のネットワーク化 ○企業、団体、学校、県・市町村の連携強化 ○九州各県、国等との連携強化 (3) 国際協力の推進 ○海外からの研修視察の受入等 ○国境を越えた環境問題の解決に向けた取組の推進
地球温暖化対策推進計画	廃棄物処理計画	生物多様性くまもと戦略			

環境立県くまもと
県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会の実現

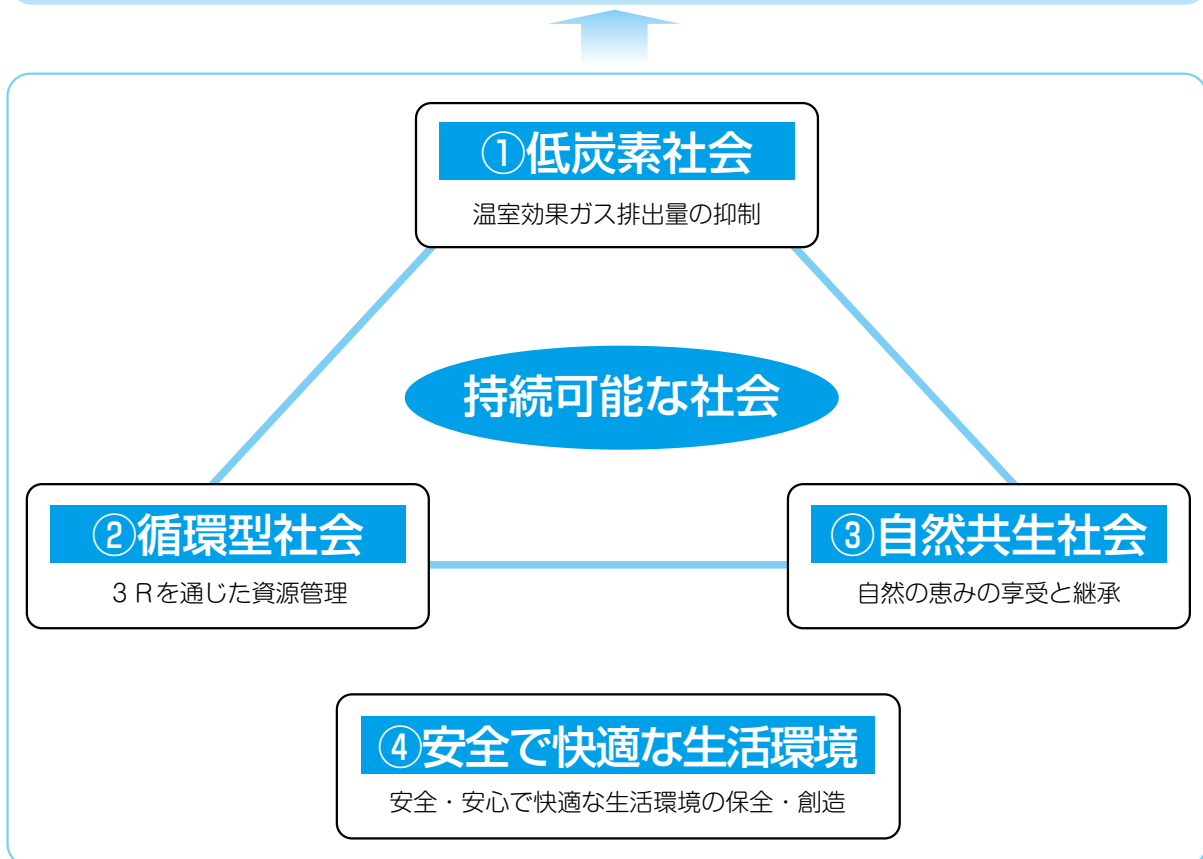


第三次熊本県環境基本指針

4つの目指すべき姿の概念図

環境立県くまもと

県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会の実現



環境施策の方向

4つの目指すべき姿を実現するため、それぞれの目指すべき姿に応じた施策を推進するとともに、その施策が一人ひとりの日常の行動として定着し、かつ有機的に連携することを目指し、次に掲げる6点を環境施策の方向として示します。

- ① 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現
- ② 資源を適正に利用する循環型社会の実現
- ③ 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現
- ④ 安全で快適な生活環境の実現
- ⑤ 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動
- ⑥ 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開



第四次熊本県環境基本計画

特定課題

	特定課題名	主な取組内容
1	<p>地球温暖化対策の推進 地球温暖化防止に係る県民運動の展開や、各主体の自主的な排出削減を促すための「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づき、県民総ぐるみによる地球温暖化防止を推進します。</p>  <p>熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動シンボルマーク</p>	<p>■県民運動の展開 熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を中心に、ライトダウン等の各種キャンペーンの実施や県内統一行動の実践を呼びかけ、県民総ぐるみによる地球温暖化防止を推進します。</p> <p>■条例の円滑な運用 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく3つの計画書制度により、事業活動や通勤、建築物に係る温室効果ガスの排出削減を進めます。</p> <p>■再生可能エネルギーの普及拡大 太陽エネルギーや森林、水資源等の再生可能エネルギーに利用可能な地域資源を活かし、再生可能エネルギーの普及拡大を推進します。</p>
2	<p>3Rと廃棄物の適正処理の推進 環境への負荷を減らすため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動を見直し、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の普及などに取り組みます。</p>  <p>地域と一体となった処分場のイメージ</p>	<p>■3Rの推進 3Rに関する普及啓発や情報提供を行い、県民及び事業者等の取組を促進します。</p> <p>■廃棄物の適正処理の推進 不法投棄や野外焼却などの不適切な廃棄物処理に関する情報の提供や、関係機関との連携強化により、不法投棄対策を推進します。</p> <p>■公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備 県が関与した管理型最終処分場の整備に向けた取組を進めます。</p>
3	<p>バイオマスの利活用の推進 環境に負荷を与えないバイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除く）の利活用を進めます。</p>  <p>バイオマス燃料研修</p>	<p>■バイオマスの利活用の周知啓発（意識の醸成） 広報誌等を通じての啓発や市町村に対する分別収集の要請、県としての率先行動などを実施します。</p> <p>■バイオマスの利活用に係る事業・起業化への支援 補助事業等に関する情報提供と関連施設整備などに対する支援、バイオマスアドバイザーの派遣などを実施します。</p>

	特定課題名	主な取組内容
4	<p>水とみどりの森づくり 森林の公益的機能（山崩れ防止、水源かん養、生物の生息生育地の保全等）の維持、増進のため、「水とみどりの森づくり税」を活用した取組を推進します。</p>  <p>森林ボランティア活動</p>	<p>■森林の公益的機能の発揮に向けた森づくり 水源かん養等の森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者による管理が見込めないスギ・ヒノキの人工林について、協定に基づき県が間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混ざった自然に近い森づくりを進めます。</p> <p>■県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発 住民団体や企業、NPO法人、漁業者などによる植栽や間伐などの森林整備活動や里山林の保全活用の取組などを応援します。</p>
5	<p>生物多様性の保全の推進 様々な恵みにより県民のいのちと暮らしを支える本県特有の豊かな生物多様性を保全するため、「生物多様性くまもと戦略」に基づく取組を推進します。</p>  <p>熊本県の指定希少野生動植物</p>	<p>■生物多様性の保全 自然公園や自然環境保全地域において、必要な行為規制や罰則の強化を行い、自然環境及び生物多様性の保全を図ります。また、希少野生動植物の保護や野生鳥獣の保護・管理を推進します。</p> <p>■生物多様性の恵みの持続的な利用 法や条例による環境アセスメントや環境配慮システムにより、生物多様性に配慮した事業の推進に取り組みます。</p> <p>■生物多様性を支える基盤づくり 生物多様性の保全に向けて、様々な主体が連携しながら有効な取組を行うため、各種の啓発事業や自然とふれあう体験活動などの取組を推進します。</p>
6	<p>熊本地域の地下水保全 地下水の豊かさを継承していくため、降雨・地下水・川・海の水循環の視点に立ち、様々な主体が協働して地下水の量と質の保全に取り組むとともに、地域を代表する共有の資源として適切に活用します。</p>  <p>江津湖（国の名水百選）</p>	<p>■地下水保全のための新たな推進組織の設立 「熊本地域地下水総合保全管理計画」の保全対策を実行するため、熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となった新しい推進組織を公益法人として設立し、幅広い取組を展開します。</p> <p>■地下水量の確保 白川中流域をはじめとする地下水かん養事業、節水や水の合理的な利用を促進します。</p> <p>■硝酸性窒素削減対策の推進 生活排水対策、くまもとグリーン農業の推進や家畜排せつ物対策などを推進します。</p> <p>■地下水の宝庫・くまもとの情報発信 県下各地の湧水池の魅力を積極的に発信して「地下水の宝庫・熊本」を広く国内外へアピールします。</p>

	特定課題名	主な取組内容
7	<p>有明海・八代海の再生 豊かな海として再生することを目途として、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」に基づき、関係者、関係機関等と協力して海域環境の保全・改善や漁場環境の改善などを推進します。</p>  <p>みんなの川と海づくりデー</p>	<p>■海域環境の保全・改善 生活排水処理施設の整備促進、工場・事業場などに対する排水規制などに取り組みます。また、川や海を守る県民運動を展開します。</p> <p>■漁場環境の改善 漁場環境を改善するため、覆砂、作れい、藻場の造成や、環境負荷の少ない養殖などを推進します。</p> <p>■調査研究の推進 水質などの環境調査、赤潮発生メカニズム、アサリやタイラギなどの生態に関する調査、環境負荷の少ない養殖技術の研究などを進めます。</p>
8	<p>子どもの頃からの環境教育の推進 子どもの頃からの環境教育・学習を推進し、環境問題に的確に対応し、環境を守り育てる意識と行動力を持った人を育成します。</p>  <p>学校版環境 ISO の取組</p>	<p>■学校などにおける環境教育の推進 学校教育におけるガイドライン等に沿った環境教育の推進、学校版環境 ISO の取組の普及と充実を図ります。 また、環境教育研究推進校を指定し、実践的研究と成果の普及を通して、学校における環境教育の一層の推進を図ります。</p> <p>■水俣における環境学習の推進 「水俣に学ぶ」観点から環境関連施設を訪問し、体験活動などを通しての学習などを促進します。</p> <p>■熊本県環境センターにおける事業の実施 来館者に対する環境教育や、動く環境教室、環境教育指導者派遣などの出前授業を実施します。 地域の環境リーダーの育成や活動を支援します。</p>
9	<p>環境産業の振興 本県は太陽エネルギーや森林、水資源などの再生可能エネルギーに利用可能な地域資源に恵まれており、環境と経済の好循環の観点から環境産業の振興を推進します。</p>  <p>本県への立地企業</p>	<p>■ソーラー関連産業の振興 本県に集積する半導体関連企業群の技術ポテンシャルを活かし、世界に誇れるソーラー関連産業集積の形成と同産業のリーディング産業化を目指した取組を進めます。</p> <p>■産業廃棄物リサイクル関連産業の振興 産学官の連携により、有機性廃棄物の農業利用等のリサイクル技術の研究・開発を推進します。 排出事業者及び処理業者等が行うリサイクル等の研究及び技術開発を支援します。</p> <p>■バイオマス関連産業の振興 木質系バイオマスの消費と生産の拡大に向けた普及啓発と企業等の支援に取り組みます。 家畜排せつ物の堆肥化を推進するとともに、バイオマスガス等の生産に向けた検討を行います。</p>

全体計画

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

概要

- 本県における平成20年度（確定値）の温室効果ガスの総排出量は、11,253千トンで基準年（平成2年）度と比較して、1.0%増加しています。
- 温室効果ガスの排出削減のためには、県民一人ひとりが、自主的かつ積極的に行動することが求められています。また、県民、事業者、環境保全活動団体、行政等が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

施策の方向性

- 省エネ・省資源行動の促進、低公害車の普及やエコドライブ、自動車交通環境対策、新エネルギー導入促進、県・市町村における率先行動と地域活動の促進を図ります。
- 森林による二酸化炭素吸収源対策として、間伐などの森林の適正な維持・管理、県産材の利用促進、様々な場での緑化を推進します。

基本目標

- 地球温暖化対策の推進に係る基本目標
 - ◎地球環境の保全のため地域でできることを推進します。
 - ◎温室効果ガス排出量の削減を推進します。

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

概要

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、便利で快適な生活をもたらす一方で、大量で多種多様な廃棄物が排出されてきた結果、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの問題が生じています。
- 生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの一層の循環と効率化を進める必要があります。

施策の方向性

- 生産、流通、消費、廃棄の各段階において、物質の効率的な利用やリサイクル等を推進することにより、資源の消費を節減し環境への負荷を抑制します。
- 特に、本県の廃棄物行政の方向性を示す「熊本県廃棄物処理計画」により総合的に廃棄物対策に取り組みます。
- 県民、事業者、行政が一体となって、第一にできる限り廃棄物の排出を抑制し、第二に廃棄物となったものについては、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り適正な循環的利用を行い、最後にどうしてもそれが行われないものについては、適正に処分することを基本とし、ごみゼロを目指す循環型社会への転換を更に進めていきます。

基本目標

- 物質循環の推進
 - ◎廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進するとともに、バイオマスの利活用を推進し、循環型社会の形成を図ります。

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

概要

- 開発や高齢化、過疎化等の影響により農地や森林の荒廃が進み、都市部でも、市街化の進行等に伴い、身近な緑や水辺、そこに生息生育する動植物の生態系などが失われていく事例が見られます。
- 地域の歴史的・文化的特性に十分配慮しながら、山・川・海など豊かで多様な自然、里地里山や水辺などの身近な自然、及びそこで育まれた生物多様性の保全・回復に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 豊かな森林づくり、自然とのふれあいの場などの保全・整備を推進します。
- 二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）、河川、海岸、干潟、藻場等の水辺環境の保全・再生に向けた取組を推進します。
- 野生鳥獣の保護・管理を推進します。
- 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。

基本目標

- 森林、水辺等の自然環境の保全
 - ◎森林や水辺などの自然環境を保全します。
 - ◎自然とのふれあいを推進します。
 - ◎多自然川づくりを推進します。
 - ◎自然海岸や藻場、干潟の保全に努めます。
- 生物多様性の保全に係る対策の推進
 - ◎生態系の多様性を維持増進します（生息生育地を守る）。
 - ◎種の絶滅を可能な限り防ぎます。
 - ◎生物多様性の恵みを持続的に享受できるようにします。
 - ◎外来生物による被害を防止します。
 - ◎自然との共生を守り育てる社会をつくりまします。

第4章 安全で快適な生活環境の実現

概要

- 自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷の累積がオゾン層の破壊や酸性雨、大気や地下水の汚染などの環境問題を引き起こしています。
- 有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害などの対策も必要です。
- 健康で安全に生活できる環境を保全・創造し、すべての県民が安心して質の高い快適な生活環境を享受できるようにしなければなりません。

施策の方向性

- 大気質や水環境に係る対策、化学物質による環境問題等への対応、土壌汚染や地盤沈下に係る対策を推進します。
- 騒音、振動、悪臭、光害などの対策を推進します。
- 緑と水のある生活空間や良好な景観の保全・創造を推進します。
- 文化財の保存と活用を推進します。

基本目標

- オゾン層の保護対策の推進
 - ◎フロン類の回収・破壊の徹底を進めます。
- 酸性雨対策の推進
 - ◎酸性雨の実態把握を継続して実施します。
- 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進
 - ◎生活環境の清々しさや静けさを確保します。
- 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進
 - ◎土壌汚染を防止します。
 - ◎地盤沈下の実態を把握し、対策を講じます。

●大気質に係る対策の推進

◎熊本の美しい空気を守ります。

●水環境に係る対策の推進

◎熊本の健全な水循環を確保します。

◎熊本の豊かな地下水を次世代に引き継ぎます。

◎豊かな川と海づくりを推進します。

●新たな環境問題等への対応

◎化学物質による環境問題に適切に対応します。

●緑と水のある生活空間の保全・創造

◎市街地における緑や水辺のやすらぎ空間を保全・創造します。

●良好な景観の保全・創造

◎熊本らしい特色のある美しい景観を形成します。

●文化財の保存と活用の推進

◎貴重な文化財の保存と活用を図ります。

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

概要

- 環境問題は一人ひとりの価値観や考え方に関わる大きな問題であり、子どもの頃からの教育・学習を促進していくことが重要です。
- 家庭、地域社会、学校、企業、行政のそれぞれが相互に連携を図りながら、総合的・体系的な環境教育を通して、自然環境保全意識の育成はもとより、多様化する環境問題に適切に対応していくため、日常生活や事業活動において環境負荷の少ない消費行動や経済活動を実践できる人を育成することが必要です。

施策の方向性

- 環境を保全・創造するための動きを高めていくため、子どもの頃からの環境教育を充実させ、早い時期に環境の大切さに気づく取組を推進します。
- 家庭、地域社会、学校、職場等のあらゆる場における環境教育を推進します。

基本目標

●環境情報の提供及び環境教育の推進

◎環境情報を積極的に提供し、県民一人ひとりの環境配慮意識を醸成します。

◎環境教育指導者の育成を図ります。

◎家庭、地域社会、職場などにおける環境教育を推進します。

◎学校などにおける子どもを対象とした環境教育を推進します。

●自主的な環境保全行動の推進

◎県民、団体、事業者、行政などの環境保全行動を推進するとともに、県民総ぐるみにより取り組みます。

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

概要

- 法や条例の対象とならない小規模事業についても公共事業等環境配慮システムや公共事業等環境配慮チェックリストを運用した環境配慮を図っていますが、今後、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階から環境への配慮が図られるような制度の導入が必要です。
- 国境を越えた大気や海流が引き起こす酸性雨や光化学スモッグ、漂流・漂着ごみ等の越境汚染が顕在化しており、関係機関との連携強化による取組が必要です。
- 産・学・行政の連携強化による研究成果の特許化、事業化などの更なる促進を図り、環境産業の振興につなげる必要があります。

施策の方向性

- 行政が実施する道路、ダム、河川、海岸等における公共事業はもとより、民間の開発事業においても環境への配慮を推進します。
- 県民の不安を解消し、県民、事業者及び行政が一体となって行動できるようにするため、様々な環境情報の収集・分析・公開を推進します。
- 企業、団体、学校、市町村等と積極的に連携して、環境関連の様々な研究を行い、新たな技術開発を推進し、環境産業の育成につなげます。
- 九州各県、国等との連携を強化し、県境を越えた環境問題の解決に向けた取組を推進します。

基本目標

- 開発における環境配慮の推進
 - ◎あらゆる開発事業における環境配慮を進めます。
 - ◎戦略的環境アセスメント制度を導入します。
- 国際協力の推進
 - ◎国や民間団体などとの連携により環境分野における国際交流を推進します。
- 環境情報・研究のネットワーク化
 - ◎環境研究のネットワーク化を進めます。
 - ◎産・学・行政連携による研究開発や環境産業の振興に取り組めます。



主な数値目標

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H27)
温室効果ガス(二酸化炭素換算)総排出量の削減率	H2比1.0%増 (H20年度総排出量 (確定値))	国の削減目標等が明らかになった時点で設定する予定
地球温暖化防止活動を実践する県民の割合	74.1% (H22)	90%以上

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H27)
一般廃棄物排出量 (年間)	602千トン (H20)	572千トン
産業廃棄物排出量 (年間) * 家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	3,834千トン (H20)	3,815千トン

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

指 標	現 状	目標値 (H27)
針広混交林や複層林の導入面積 (累計)	6,840ha (H18~21)	5,300ha (H23~27)
野生鳥獣の保護・管理 (ニホンジカの頭数)	28,000頭 (H21)	7,000頭

第4章 安全で快適な生活環境の実現

指 標	現 状	目標値 (H27)
大気に関する環境基準達成率 (年間) ①二酸化硫黄 ②一酸化炭素 ③浮遊粒子状物質 ④二酸化窒素 等	①~④100% (H20)	①~④100%
河川の水質に関する環境基準達成率 (年間) ①BOD	91.5% (H21)	100%
海域の水質に関する環境基準達成率 (年間) ①COD ②全窒素・全りん	①84.2%(H21) ②57.1%(H21)	①~②100%
熊本地域の地下水かん養増加量 (白川中流域水田かん養量など) (年間量) (* H21~)	1,683万m ³ (H21)	3,020万m ³ (H25)

地下水の水質に関する環境基準達成率（年間） （硝酸性窒素に係る目標水質の達成度） [熊本地域] 初期目標年度(H26) ①10mg/l超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	(観測井数128) ①19.5% (25/観測128) ②25.0% (32/観測128) (H21)	初期目標(H26) ① 5%以下 ②10%以下
[荒尾地域] 最終目標年度(H34) ①10mg/l超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	(観測井数35) ①22.9% (8/観測35) ②28.6% (10/観測35) (H21)	最終目標(H34) ①～② 0%
景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数 (累計)	7市町村 (H21)	18市町村(※) (※)熊本県景観づくり 基本計画のH30年度末 の目標値から推計

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

指 標	現 状	目標値 (H27)
学校版環境ISOコンクールにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校の割合	64.6% (H21)	90%
動く環境教室実施回数（年間）	87回 (H21)	80回以上
環境美化行動の日参加者数(年間)	約19万人 (H22)	年々増加

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

指 標	現 状	目標値 (H27)
戦略的環境アセスメント（計画の策定段階等早期の段階から環境への配慮が図られるような制度）の導入	法改正案が国会に提出中であり、その改正案との整合性を図るため、情報収集中	法改正を踏まえた戦略的環境アセスメントの導入

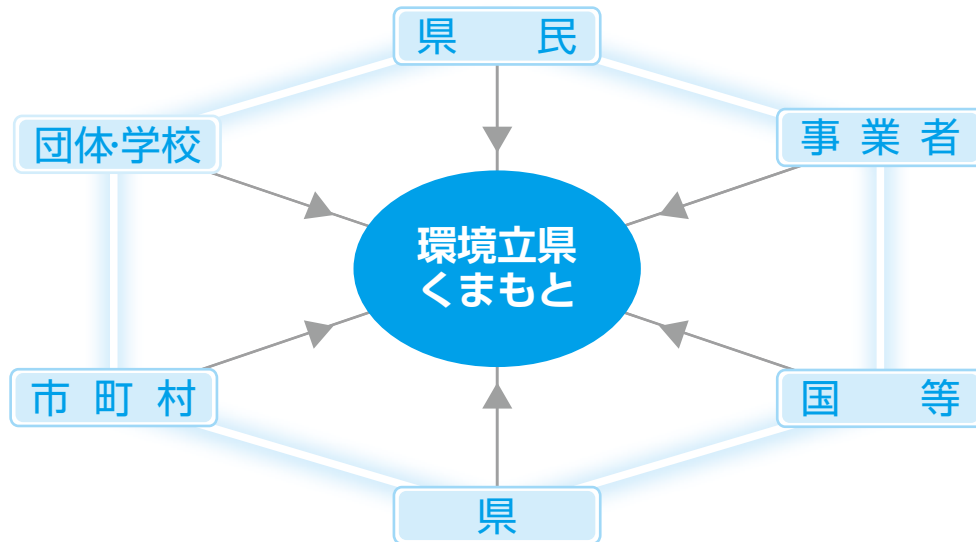


計画の推進

県民総ぐるみを基本とした計画推進

より豊かな環境を保全・創造し、「環境立県くまもと」を推進していくためには、個人、事業者、団体、行政など様々な主体が、総ぐるみで、それぞれの特性に応じた役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組んでいく必要があります。

環境基本計画の推進に向けた各主体の連携



計画推進に向けた各主体の役割

○県民に期待される役割

県民一人ひとりにおいては、今日の環境問題の一因が、日常生活における環境への負荷が積み重なって、自然の浄化能力や再生能力を超えたために発生しているものであるという考えに立ち、ごみの減量化や節水、節電など環境負荷をより少なくする環境にやさしいライフスタイルの実践や自然環境の保全などに取り組むことが重要です。また、ボランティア活動に参加したり、環境施策への提案や協力を行うことなどが求められます。

○団体・学校に期待される役割

環境保全活動団体をはじめ様々な団体が、環境問題に取り組んでおり、その役割は、ますます重要になっています。今後とも、それぞれの分野、地域において、創意と工夫をこらしながら、より豊かな環境の保全・創造に向け、団体としての力を生かしていくことなどが求められます。

学校においては、地域の環境保全活動団体や熊本県環境センター等と連携し、子どもたちの環境に関する基本的な知識の習得から問題解決のための技能、行動力などを育むとともに、環境教育の指導者の育成に努めることが求められます。

○事業者期待される役割

事業者においては、その事業活動に当たって、法令などを遵守することはもちろん、省エネ・省資源の取組、環境管理システムの導入、環境保全のための設備の導入や新技術の開発・サービスの提供などを進めるとともに、グリーン農業や森林の整備など一次産業が本来持っている環境保全機能を十分に発揮できるような展開を図るなど、経済と環境の好循環（両立）に向けた取組が重要です。また、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減やゼロエミッションの取組、省エネ製品の開発や製造等を通じて社会経済に貢献していくことが求められます。

また、事業者も地域社会の一員であるとの認識のもと、清掃活動への参加や植樹をはじめとした環境保全活動を進めることなども重要です。

○市町村に期待される役割

環境問題への取組は、地域の特性・実情に応じて進めることが大切です。市町村においては、地域住民に最も身近な行政主体として、住民、団体、事業者などの活動を促進し、また、地域に応じた環境施策を講じたり、国、熊本県に施策提案するとともに、自らも事業者・消費者として環境保全行動を率先して実行することなどが求められます。

○県の役割

県においては、県民、団体、事業者、市町村、近隣県、国などと連携して、広域的な視点から、環境保全活動の促進や全県的な取組に向けた仕組づくりなど、環境施策の立案・実施を行い、また、法令や条例などに基づく必要な規制・誘導を行うとともに、率先的な環境保全行動などを推進しながら、低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会である「環境立県くまもと」に向けた取組を推進します。

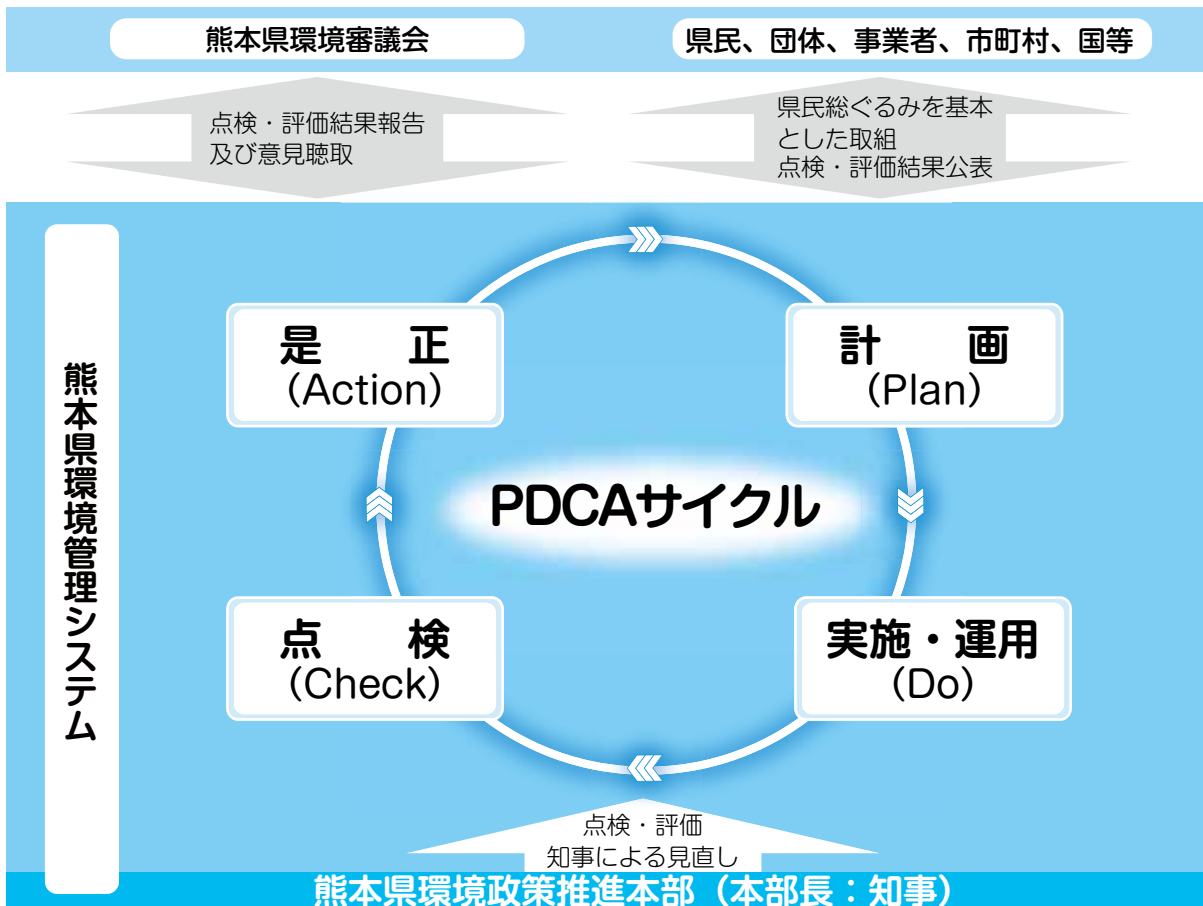
点検と評価

環境基本指針に沿った環境基本計画に掲げた取組の推進に当たっては、県民のニーズを把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、改善を図っていきます。

具体的には、平成13年8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、毎年度PDCAサイクルにより、数値目標を設定し管理することが可能な施策を中心として、環境目的・目標を設定し、実施計画を作成して取り組みます。そして、点検と評価を行い、目標未達成の場合は、対応策を講じたうえで、熊本県環境政策推進本部（幹事会兼ISO管理委員会）で審議を行い、環境目的・目標などについて知事による見直しを行います。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

環境基本計画の推進の点検と評価図





熊 本 県

発 行 者：熊本県
所 属：環境立県推進課
発行年度：平成23年度